○国土交通省告示第三百六十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第一項第一号及び第二十九条の六第一項第一号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

別表一第十六号中「石川町大字母畑」を「平田村大字下蓬田」に改め、同表第二十八号中「北本市石戸宿までの区間の道路」の下に「、久喜市菖蒲町上大崎字中手城から同市北青柳字深町までの区間の道路」を加え、同表中第七十九号を第八十六号とし、第六十五号から第七十八号までを七号ずつ繰り下げ、同表第六十四号中「佐世保市中里町」を「長崎県北松浦郡佐々町沖田免」に改め、同号を同表第七十一号とし、同表中第六十三号を第七十号とし、第六十二号を第六十九号とし、同表第六十一号中「綾木字火尻」を「絵堂字北山」に改め、同号を同表第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八	山口宇部小野田連絡道路（山口県道山口宇部線のうち山口市朝田字上山手から同市江崎字一ノ法司郷までの区間の道路をいう。）

別表一中第六十号を第六十六号とし、第五十九号を第六十五号とし、第五十八号を第六十四号とし、第五十七号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三	浜田道路（一般国道九号のうち浜田市下府町から同市笠柄町までの区間の道路をいう。）

別表一中第五十六号を第五十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十	安来道路（一般国道九号のうち米子市陰田町から島根県八束郡東出雲町大字出雲郷までの区間の道路をいう。）
六十一	松江道路（一般国道九号のうち島根県八束郡東出雲町大字出雲郷から同県同郡玉湯町大字布志名までの区間の道路をいう。）

別表一中第五十五号を第五十八号とし、第五十一号から第五十四号までを二号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十二	姫路北バイパス（一般国道二十九号のうち姫路市相野字細矢から同市石倉字見坂までの区間の道路をいう。）
五十三	姫路西バイパス（一般国道二十九号のうち姫路市太市中字境ノ谷から同市相野字細矢までの区間の道路をいう。）

別表一中第四十九号を第五十号とし、第四十一号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第四十号の次に次の一号を加える。

四十一	鳥取豊岡宮津自動車道（一般国道三百十二号のうち宮津市字喜多から同市字須津までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から適用する。

○国土交通省告示第三百六十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二項第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

別表第十六号中「石川町大字母畑」を「平田村大字下蓬田」に改め、同表第二十八号中「北本市石戸宿までの区間の道路」の下に「、久喜市菖蒲町上大崎字中手城から同市北青柳字深町までの区間の道路」を加え、同表中第七十九号を第八十六号とし、第六十五号から第七十八号までを七号ずつ繰り下げ、同表第六十四号中「佐世保市中里町」を「長崎県北松浦郡佐々町沖田免」に改め、同号を同表第七十一号とし、同表中第六十三号を第七十号とし、第六十二号を第六十九号とし、同表第六十一号中「綾木字火尻」を「絵堂字北山」に改め、同号を同表第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八	山口宇部小野田連絡道路（山口県道山口宇部線のうち山口市朝田字上山手から同市江崎字一ノ法司郷までの区間の道路をいう。）

別表中第六十号を第六十六号とし、第五十九号を第六十五号とし、第五十八号を第六十四号とし、第五十七号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三	浜田道路（一般国道九号のうち浜田市下府町から同市笠柄町までの区間の道路をいう。）

別表中第五十六号を第五十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十	安来道路（一般国道九号のうち米子市陰田町から島根県八束郡東出雲町大字出雲郷までの区間の道路をいう。）
六十一	松江道路（一般国道九号のうち島根県八束郡東出雲町大字出雲郷から同県同郡玉湯町大字布志名までの区間の道路をいう。）

別表中第五十五号を第五十八号とし、第五十一号から第五十四号までを二号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十二	姫路北バイパス（一般国道二十九号のうち姫路市相野字細矢から同市石倉字見坂までの区間の道路をいう。）
五十三	姫路西バイパス（一般国道二十九号のうち姫路市太市中字境ノ谷から同市相野字細矢までの区間の道路をいう。）

別表中第四十九号を第五十号とし、第四十一号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第四十号の次に次の一号を加える。

四十一	鳥取豊岡宮津自動車道（一般国道三百十二号のうち宮津市字喜多から同市字須津までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。